

## 第1章 答案の書き方

### 第1 形式面

#### 1 項目（ナンバリング）の立て方

- ・第1 → 1 → (1) → ア → (ア)
- ・ナンバリングは意味のブロックごとに同じレベルのナンバリングを用いるとよい

ex. 設問が複数ある場合は設問ごとに「第」を用いる

第1 設問1

～

第2 設問2

～

ex. 問題提起、規範、あてはめ、結論ごとにナンバリングを分ける

第1 設問1

- 1 (1) ……は「〇〇」にあたるか（問題提起）
- (2) 「〇〇」とは～をいう（規範）
- (3) ……は～である（あてはめ）
- (4) したがって、……は「〇〇」にあたる（結論）
- 2 (1) ……は「△△」にあたるか（問題提起）
- (2) 「△△」とは～をいう（規範）
- (3) ……は～である（あてはめ）
- (4) したがって、……は「△△」にあたる（結論）

#### 2 法令名の示し方

- ・冒頭で一度法令名を示した上で「以下、法令名省略」とするのが丁寧

ex. ～は債権譲渡（民法（以下法令名省略）466条1項本文）として有効か

#### 3 答案の締め方

- ・「以上」で締める

#### 4 誤字脱字

- ・当然ではあるが、場合によっては読み取れなかった結果、受験生の意図が伝わらずに得点に結びつかない可能性もあることには留意すべきである

#### 5 接続詞

- ・正確に用いることは法律答案の大前提
- ・あらかじめ用いるパターンを決めておくとよい

#### 6 付番（①～、②～。等）

- ・問題文に用いられている付番と答案上に用いる付番（特に要件の部分で付すことが多い）が同じにならないように気を付ける